

埼玉県報

第 271 号 令和 3 年(2021 年) 12 月 21 日 火曜日

目 次

規則

○ 埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (田園都市づくり課)

告示

- 自動車税(種別割)等の収納事務委託に係る告示の一部改正(税務課)
- 自動車税(種別割)等の収納事務委託に係る告示の一部改正(税務課)
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 荒川中部土地改良区の役員退任届(大里農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- Q 県道東伴場地男衾停車場線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

規則

埼玉県屋: 外広告物条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則 (昭和五十年埼玉県規則第五十三号) \mathcal{O} _ 部を次

のように改正する。

第十四条の三第一 項 中 「書面」 の 下 に 「及び次項第一号に規定する書類」 を加え、

同条第三項を削る。

第十四条の六第二項を次のように改める。

2 する書面並びに次項第三号及び第四号(第十四条の三第二項第一 条例第二十三条の 五第三項に お ٧١ て準用する条例第二十三条の二第二項に 号の書類に限る。) 規定

に規定する書類の様式は、 様式第十二号の二のとおりとする。

第十四条の六第三項第四号 中「又は」を「 及び」 に改める。

様式第十二号及び様式第十二号の二を次のように改める。

埼玉県知事

(宛先)

(第一面)	収入証	紙
	貼付欄	
	年	月月
住所		
氏名		
∫法人に	あつては主たる事	務所の所在
地、商	号又は名称及び代	表者の氏名」

)

屋外広告業登録申請書

担当者名(

電話番号(

屋外広告業の登録を受けたいので、埼玉県屋外広告物条例第23条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

新規		※登録番号	埼広 () 第 号
登録の種類	※登録年月日	年 月 日	
	更新	※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリ 氏 名 及び生年月日	3		
法人にあつては 又は名称、代表 氏名及び生年月	者の	生年月日 法人・個人の別	年 月 日 1 法人 2 個人
住 所	`	郵便番号(—)
法人にあつてはまる事務所の所在は		電話番号() –
主たる業務の内	勺容		

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄			手数料	

1 埼玉県の区域内 (指定都市及び中 核市の区域を除く。)	営業所の ァリガナ 名 称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号		
において営業を行 う営業所の名称及 び所在地						
2 業務主任者の氏 名、資格及び所属 する営業所の名称	所属 営業所名	業務主任者の	ァリガナ の氏名	資格名及 交付番号		摘要
3 法人である場合 の役員(業務を執 行する社員、取締 役、執行役又はこ れらに準ずる者。 以下同じ。)の職	職	名		フリ 氏		^{ガナ} 名
名及び氏名	フリガナ					
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名、商号又は 名称及び住所	氏名及び 生年月日					
	法人にあつて は商号又は名 称、代表者の 氏名及び生年 月日	生年月日 法人・個人の)別	年 1 法 <i>J</i>		日
	住所	郵便番号(_	_)	
	法人にあつて は主たる事務 所の所在地	電話番号()			

(第三面)

5 法定代理人が法	職	名	フリ 氏	# + 名
人である場合のその役員の職名及び				
氏名				
6 他の地方公共団 体における登録	登録を受けた 地方公共団体 名	登録・特例 届出の別	登 録 (届出) 年月日	登 録 (届出) 番 号
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広 告業の事業者団体				

- 注 1 ※印のある欄には新規登録の場合、記入しないこと。
 - 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 3 「登録・届出の別」について記入する場合には、該当するものを○で 囲むこと。
 - 4 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して 記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 6 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会 修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
 - 7 「埼玉県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄に は、埼玉県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
 - 8 「※登録有効期間」、「申請者の生年月日」、「主たる業務の内容」及び「他の地方公共団体における登録」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合には その役員を含む。)は、埼玉県屋外広告物条例第23条の4第1項各号に該 当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

(宛先)

埼玉県知事

(第一面)

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

 法人にあつては主たる事務所の所在

 地、商号又は名称及び代表者の氏名

 担当者名()

 電話番号()

屋外広告業登録事項変更届出書 埼玉県屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届出を します。

登録番号	埼広	()第		号
登録年月日		年 月	日	
名称、代表者の氏名及び	生年月日 法人・個人の別	年 月 1 法人	日 2	個人
住 所 法人にあつては主たる事 務所の所在地	郵便番号 (- 電話番号 ()	-) -		
変更に係る事項	変更前	変更後		変更年月日
1 商号、ス部 ス名 (

(第二面)

5 業務主任者の氏 名及び所属する営 業所の名称		
変更理由		

- 注 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものを○で囲むこと。
 - 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して 記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 4 「生年月日」及び「変更理由」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄			

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

○ 法人にあつては主たる事務所の所在○ 地、商号又は名称及び代表者の氏名

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書 埼玉県屋外広告物条例第23条の7第1項の規定により、次のとおり届出を します。

登録番号	埼広 () 第 号
登録年月日	年 月 日
プリ 氏 名 及び生年月日	
法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	郵便番号 (
法人にあつては主た る事務所の所在地	電話番号 () 一
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産
畑田の廷田	4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人
届出人との関係	4 清算人 5 本人

- 注 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との 関係」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「生年月日」欄の記入は省略することができる。

ンチメートン」を「3.5カンチメートン」こ改める。 「顔を中心に」以、「5センチメートル」を「4.5センチメートル」以、「4セ 様式第十六号及び様式第十九号中「めハ缶」を「滔缶」に、「上半ぬや」を

様式第二十四号を次のように改める。

(第1面)

第	号		
	立入村	倹査等をする職員の携帯する身分を示す証	明書
職名			写
氏 名			真
生年月日	年	月 日生	
年	月	日交付	
年	月	日限り有効	
埼王	E 県知事	印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、 有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 紙は、 この規則による改正 当分の間、 所要の調整をし 前 \mathcal{O} 埼玉 県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用 て使用することができる。

3 則様式第二十四号による身分証明書は、改正後の埼玉県屋外広告条例施行規則様この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規

式第二十四号による身分証明書とみなす。

埼玉県告示第千三百六十九号

る告示)の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。 今和三年埼玉県告示第五百七十五号(自動車税(種別割)等の収納事務委託に係

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

を	表 中
を削る。	東京都中央区日本橋一丁目一

埼玉県告示第千三百七十号

る告示)の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。令和三年埼玉県告示第七百五十一号(自動車税(種別割)等の収納事務委託に係

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

<u>を</u>	表 中 	
を削る。	東京都中央区日本橋一丁目一 東京都中央区日本橋一丁目一 まっ都一号 出分グローサーズチェーン株式 国分グローサーズチェーン株式 コープ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

埼玉県告示第千三百七十一号

法第二十条第二項の規定により、 1 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第千三百七十二号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次のとおり縦覧 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 お いて準 九 12 供する。 用する同 +_ 号) 法第 第六条第二 五条第三項 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蒲生伊原店

埼玉県越谷市伊原一丁目四番一号

ロ変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 一〇五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 六三台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場 午前○時から翌午前○時

隔地駐車場 午前十時から午後十時

(変更後) 駐車場 午前○時から翌午前○時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 五か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年八月十一日

ニ 届出年月日

令和三年十二月十日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日ま

で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模 小 売 店 舗立 地 法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り、 該 大規模 小 売店 舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地 域 \mathcal{O} 生活 :環境 \mathcal{O} 保 持 \mathcal{O} た 8 配慮す ベ き事 項 に 0 11 て意見を有す ん者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1

意見書提出先意見書提出期間、まを近べることができる。

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三百七十三号

出があった。 荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 次のとおり届

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名 氏 名

理 事

小

池

孝 一 郎

住 埼玉県深谷市武蔵野千八百七十八番地 所

埼玉県告示第千三百七十四号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量 (デジタル航空写真(地上画素寸法十センチメ トル以内))

三 作業地域

日高市全域(四十七・四八平方キロメートル

四 作業期間

令和三年十二月二十二日から令和四年三月十八日まで

埼玉県告示第千三百七十五号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

至 狭 山 市

二作業種類

公共測量(カラ 航空写真(地上画素寸法十四センチメー

三 作業地域

狭山市全域

作業期間

兀

令和三年十二月二十日から令和四年三月三十一日まで

埼玉県告示第千三百七十六号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇二〇—四—三号

雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市本町四千八百三十五—五、四千八百三十五—十二、

広沢二千六百六十—四、二千六百六十—三十一、四千八百三十五—十三、四千八百三十五—十四

二千六百六十—三十二、二千六百六十—三十三、

二千六百六十—三十四

雨水流出抑制施設 の容量

百四十三・六六立方メートル

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい その関係図面は、 令和三年十二月二十二日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間 埼玉県県土整備部道路環

令和三年十二月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巌

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東伴場地男衾停車場線

三 道路の区域

新	Iβ	旧 新 別
一地先まで一地先まで一地先まで	一地先まで一地先まで一地先まで	区間
十六·〇〇~二三·五〇	五 八 五 ~ 二 · 一 二	敷地の幅員
六三・二〇	一〇六・五〇	(メートル)
	旧道は寄居町に引き継ぐ。	備考

埼玉県選管告示第八十八号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和三年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

老人ホー	老 人 ホ	種
ا د	人ホーム	別
ーシングホーム住宅型・介護付有料老人ホーム羽沢ナ社会福祉法人相愛福祉会	特別養護老人ホームみどりのまち親愛社会福祉法人親愛会	施設の開設主体及び名称
二十七号	番地十	所 在 地